

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

令和6年4月から、第9期益田市介護保険事業計画運営期間が始まりました。介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて決まります。このたび、国の制度改正により、所得の低い方への負担が大きくなりませんよう、保険料の段階が13段階に変わりました。

令和6年度の介護保険料決定通知書は、6月中旬にお送りします。



【令和6年度～8年度の介護保険料】

新しい介護保険料段階			保険料額(年額)	前年度の保険料額・所得段階	
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額+合計所得金額が 80万円以下の方	基準額×0.25 18,000円	変更なし	第1段階
第2段階		課税年金収入額+合計所得金額が 80万円超120万円以下の方	基準額×0.45 32,400円	変更なし	第2段階
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が 120万円超の方	基準額×0.70 50,400円	変更なし	第3段階
第4段階	住民税課税世帯	本人非課税で課税年金収入額+ 合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.87 62,600円	変更なし	第4段階
第5段階		本人非課税で第4段階以外の方	基準額 72,000円	変更なし	第5段階
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.22 87,800円	変更なし	第6段階
第7段階		合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.35 97,200円	97,200円 108,000円	第7段階 第8段階
第8段階		合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.50 108,000円	108,000円 126,000円	第8段階 第9段階
第9段階		合計所得金額320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.75 126,000円	変更なし	第9段階
第10段階		合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.90 136,800円	126,000円 136,800円	第9段階 第10段階
新設 第11段階		合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.10 151,200円	136,800円	第10段階
新設 第12段階		合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.30 165,600円	136,800円	第10段階
第13段階		合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.50 180,000円	136,800円 180,000円	第10段階 第11段階

《介護保険はみんなで支えあっています》

介護保険の財源は、保険料と税でそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち40～64歳の方（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が23%を負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の納付についてお困りのときは、高齢者福祉課までご相談ください。

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0682 ☎ 24-0181